

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、4 年 9 月から 5 年 3 月までの期間、8 年 4 月から 10 年 3 月までの期間及び 14 年 4 月から 17 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成 4 年 9 月から 5 年 3 月まで
③ 平成 8 年 4 月から 10 年 3 月まで
④ 平成 14 年 4 月から 17 年 3 月まで

申立期間①は、母が国民年金保険料の申請免除手続きをしていたはずであり、申立期間②、③及び④は、いずれも刑務所を釈放後に、私が在監証明書を持参の上、市役所で申請免除の手続きを行っていた。申立期間が未納期間とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、母が国民年金保険料の申請免除手続きを行っていた旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月 * 日に A 県 B 町（現在は、C 町）で払い出されていたことが確認できる上、申立期間当時の国民年金保険料の免除の期間は、制度上、月を単位として、免除の申請のあった日の属する月の前月から免除の申請があった日の属する年度の末日までの間において必要と認められる月までとされていたことを踏まえると、同手帳記号番号払出の時点で、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料は、申請免除の承認を受けることはできないほか、申請手続きを行ったとする申立人の母は、申立期間当時、申立人とは別居しており、手続きは困難であったと考えられる上、その母も既に死亡していることから、申立ての事実を確認することができない。

申立期間②及び③について、申立人は、いずれも刑務所を釈放後に、自身が在監証明書を持ってD市役所又はE町役場で申請免除手続を行った旨主張しているが、申立人がF刑務所を仮釈放された平成6年3月*日及びG刑務所を仮釈放された11年3月*日時時点で、申立期間の保険料は、制度上、申請免除の承認を受けることはできない。

申立期間④について、申立人は、G刑務所を釈放後に、自身が在監証明書を持ってD市役所で申請免除手続を行った旨主張しているが、申立人が同刑務所を満期釈放された平成16年9月*日時時点で、申立期間のうち14年4月から16年7月までの期間の保険料は、制度上、申請免除の承認を受けることはできない上、申立期間当時、申立人と同居していた父は、保険料の申請免除手続に関与しておらず、当時の具体的な状況を確認することができない。

また、申立期間に行わなければならない申請免除手続は7回に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは、通常の手続処理では考え難い上、申立期間当時、申立人が住民登録していた行政機関の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間はいずれも未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで
⑤ 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで
⑥ 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで
⑦ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、申立期間に冬期間の季節雇用者としてA社B工場（現在は、C社）に勤務し、製品の加工作業を行っていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、「当時の関係資料は全て廃棄済みのため、詳細は不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、申立期間に季節雇用者として一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚の被保険者記録は確認できない上、同人は、「季節雇用された期間は、厚生年金保険には加入していなかった。」旨述べているほか、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうか

がわせる具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、「各年の冬期間の平均的な季節雇用者数は 100 人位で、複数年続けて季節雇用されていた者もいた。」旨述べているが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間を含む昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月までの 7 年間のうち、各年の 10 月から 12 月までの間に資格取得した者は、いずれの年も 5 人以下と少数である上、当該資格取得者のほとんどが 1 年以上の通年雇用者、又は短期間で喪失後間もなく他の事業所で再取得した転職者であり、申立人とは異なる雇用形態であったと考えられるほか、同被保険者名簿上、複数年に及んで冬期間のみ加入記録を有する者は見当たらないことから、当該事業所では、季節雇用者に対して被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時、当該事業所が加入する D 健康保険組合に対し、申立人の加入記録について照会したところ、「関係資料は保存期間を経過したため残されておらず、詳細は不明である。」旨回答しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

その上、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、E 市の回答によれば、申立期間は、全て国民健康保険の被保険者となっている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。